

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

競技者規程

公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下本連盟という）は本連盟定款の目的に沿い、ソフトテニス競技の健全な普及・発展を図るため、会員登録制度にもとづき登録した会員プレーヤー（以下プレーヤーという）に対する競技者規程を制定する。

第1章 総則

（競技者の競技精神）

第1条 プレーヤーがソフトテニス競技を行うにあたってはルールに従い、フェアプレーの精神を堅持し、自己の最善を尽くさねばならない。

- 2 プレーヤーが競技会に参加する場合は、競技会主催者が規定する大会要項に従うものとする。

第2章 賞金等の受領

（プレーヤーの賞金等の受領）

第2条 プレーヤーが出場した競技会が賞金、奨励金、謝礼金や出場報酬（以下賞金等という）付きであった場合、その賞金等を所属団体の承認のもとにプレーヤー本人が受領することができる。

第3章 商業行為の実施

（プレーヤーの商業行為および関連事項）

第3条 プレーヤーは所属団体の承認のもとに自らの責任において、次の商業行為および関連事項を実施することができる。ただし商業行為および関連事項の実施にあたっては、プレーヤー自身の名誉を傷つけたり、ソフトテニス競技の健全な普及・発展を妨げる事柄は避けなければならない。

- 2 プレーヤーは本連盟もしくは JOC が契約締結した広告その他の商業行為に協力することを求められることがある。その場合はそれらを優先することとする。
プレーヤーが協力することになった契約に関し、本人に対する報酬がある場合、その契約にもとづく報酬は、協力した当該プレーヤー本人に対しては直接支払われないものとする。契約機関を通じて本連盟に対して支払われた契約報酬についてはその20%（本連盟の費用）を除いた金額を、協力したプレーヤー個人に支払うものとする。
- 3 ユニフォーム・その他の着衣等および用具に本連盟が別に定める基準に適合すると認める広告物を付して競技すること。
- 4 普及・発展を目的としたソフトテニス教室や講習会を自ら開催すること、および同じ目的で他者が主催するソフトテニス教室や講習会に協力すること。
- 5 映画、演劇、放送、雑誌・新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演または参加すること。
- 6 プレーヤーは上記各項および上記以外の商業行為の実施にあたり、その内容に疑義が有ると思うときは、事前に本連盟に届け出て、助言を得るものとする。
- 7 上記第1項については、JOC と本連盟とで協議のうえ、除外プレーヤーを選定することができる。除外プレーヤーの基準は全日本選手権大会ダブルス・シングルス優勝者、公式国際大会（世界選手権大会、アジア選手権大会、アジア競技大会等）個人戦2位以内の入賞者ならびに本連盟が特に認めたプレーヤーとする。
ただし、除外プレーヤーが商業行為を行う場合は、事前に本連盟の承認を得なければな

らない。従って除外プレーヤー以外のプレーヤーは自分自身あるいは自分の氏名、写真、競技実績、サイン等を広告媒体物（テレビ番組、コマーシャル、ポスター、パンフレット、チラシ等）、その他の商業行為に使用されることに関し、自らが契約当事者になることはできない。

第4章 適用範囲

（適用範囲）

第4条 この規程は会員登録制度にもとづき本連盟に登録した会員に適用する。

第5章 違反登録会員に対する罰則

（罰則）

第5条 次の各項の1に該当するプレーヤーは本連盟理事会の決定により、次の罰則を受ける。

- (1) 会員登録資格の剥奪
 - (2) 会員資格の無期限停止
 - (3) 会員資格の有限期間停止
 - (4) その他（競技会出場停止、始末書の提出他）
- 2 本連盟に届けて、承認を得ることなしに
 - (1) 第3条第1号の商業行為を実施したプレーヤー
 - (2) 第3条第5号の出演参加を実施したプレーヤー
 - 3 競技に際して、禁止ソフトテニス用具、用品の使用あるいはドーピングまたは暴力行為等により、フェアプレーの精神に明らかに違反した者
 - 4 本連盟の登録会員として品位を汚し、また著しく本連盟または加盟団体の名誉を傷つけた者
 - 5 第1条から第5条の各項に掲げる規程に過失とは認められない少なからぬ違反があった者

（会員資格の復活）

第6条 前条にもとづく罰則処分を受けたプレーヤーが再び会員としての活動を復活させるにあたっては、再び本規程に違反する恐れがないことを認める当該プレーヤーの所属する加盟団体長の認定書および違反行為をしない旨の本人自筆の誓約書を本連盟に提出するものとする。

第6章 競技者資格委員会

（競技者資格委員会）

- 第7条 本連盟の競技者資格委員会はプレーヤーの資格、会員の罰則、会員資格の復活、裁決に不服のある者からの再審査の請求、プレーヤーの行事出演・参加、その他必要事項の審査を行い、必要に応じて、理事会の裁決を求めるものとする。
- 2 1項に関わらず競技者の権利等に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。
 - 3 競技者資格委員会は専門委員会規程にもとづき運営される。

第7章 本連盟および各加盟団体に対する規則

（会員の指導）

第8条 本連盟および各加盟団体は会員に対して競技者規程を周知徹底させるとともに規程違反の防止につとめなければならない。

（賞金等付き競技会の開催）

第9条 本連盟プレーヤーを出場させる賞金等付き競技会は、本連盟、加盟団体、I S T Fが主催、主管、後援等により公認したものおよび本連盟理事会が特に承認したものに限

るものとする。

- 2 本連盟が賞金等付き競技会を主催したり、上部団体等の賞金等付き競技会を主管するときは、本連盟理事会の決議を要するものとする。
- 3 本連盟の加盟団体およびその支部が賞金等付き競技会を主催、主管、後援する場合は本連盟にあらかじめ申請を行い、承認を得るものとする。

(規程違反)

第10条 賞金等付き競技会を実施するにあたり、本連盟の加盟団体が次の各号の1に該当する行為をした場合は、規程違反として罰則の対象になる。

- 1 本連盟の承認を得ることなく、実施した場合
- 2 本連盟への実施申請にあたり、故意に申請内容を偽った場合
- 3 本連盟の承認内容と異なる内容で実施した場合
- 4 実施者として品位を汚し、また著しく本連盟の名誉を傷つけた場合

(罰則)

第11条 規程違反の本連盟加盟団体は本連盟理事会の決定によって次の罰則を受ける。

- 1 賞金等付き競技会の
 - (1) 無期限の実施禁止
 - (2) 有期限の実施禁止
- 2 その他(始末書の提出、他)

第8章 本連盟の役員、指導者

第12条 本連盟、加盟団体の役員、指導者は常に品位と名誉を重んじプレーヤーの模範となるよう行動しなければならない。

- 2 本規程は役員、指導者にも準用する。

第9章 補則

第13条 この競技者規程の改訂は理事会の議決を経て評議員会に報告する。

- 1 本規程は昭和50年5月1日から施行する。
- 2 本規程は昭和58年4月1日から施行する。
- 3 本規程は昭和62年4月1日から施行する。
- 4 本規程は平成15年4月1日から施行する。
- 5 本規程は平成16年11月20日から施行する。
- 6 本規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。